

「刑事法入門」導入について

平井 佐和子

一 本学部では、二〇〇四年度カリキュラム改正により一年生向けの専攻科目のひとつとして「刑事法入門」（前期二単位）が新たに導入された。「刑事法入門」は、「法律学の基礎」「民法入門」「手続入門」とならぶ基礎科目のひとつである。旧カリキュラムにおけるオムニバス講義「法律学入門」とは異なり、各入門科目が専門科目への橋渡しという明確な目標をもって講義に臨むこととなったわけである（カリキュラム改正の経緯については、毛利康俊『「法律学の基礎」新設の経緯』（西南学院大学法学論集三八巻一号一―三頁以下を参照）。ここでは、「刑事法入門」についての取り組みを紹介したい。

二 半期一四回の講義が予定されているが、新入生対象の講演会なども予定されており、そのうち講義に割けるのはそれほど多くない。刑事法の入門科目ではあるが、形式的に刑法・刑事訴訟法・刑事政策といった分野に振り分けて、専門科目の「ミニ講義」にすることは避けた。条文の読み方、法的文章の書き方、あるいは法的論争の方法などの実践的分野については、「法律学の基礎」や演習で取り上げているので、「刑事法入門」では刑事法の諸原則について正確に把握してもらうことだけを心がけた。初学者における法の理念・原則の理解は何よりも重要だと考えるからである。講義は一学年約四〇〇名を二クラスに分けてのレピート講義である。同一内容を二回繰り返すということは教員にとつてはな

かなか困難で、学生の利便性を考えてもテキストの併用がのぞましい。今年度は適したテキストがなくレジュメで対応したが、来年度からは筆者もかかわったテキストが公刊されるため、テキストに沿って講義を行える見込みである。ちなみに、今年度の講義内容は以下のとおりである。

① ガイダンス

講義方法についてのガイダンスと、刑事法を学ぶことの意味を伝える。

② 犯罪報道と刑事法

マスメディア報道によって「犯罪」のイメージが左右される可能性を示したうえで、刑事法の原則を確認する。

③ 交通犯罪と刑事法

交通事故は年々増加し、業務上過失致死傷罪で検挙される人数は九〇万人にものぼることを考えれば、学生にとっても最も身近な「犯罪」であるともいえる。刑事法における交通犯罪対策としての重罰化の効果（特に刑法二〇八条の二の危険運転致死傷罪の制定）について考察する。

④ 刑事法と公共性

公的な側面における刑事法的対応から、法と「公共性（パブリ

ック）」の意味を考える。

⑤ 家族・ジェンダーにかかわる刑事法

ドメスティックバイオレンスや児童虐待への対応から、私的（プライベート）な問題に対する刑事法介入のあり方について考える。

⑥ 刑事手続をめぐる問題

「日本型」と評される刑事手続の問題点について、刑事法の諸原則から考察する。

⑦ 死刑制度

死刑は、国家の持つ刑罰権の中で最も究極の刑罰である。国家のあり方としての死刑の存在の妥当性を、その現状と問題点から考える。

⑧ 判決を書いてみよう（後述）

⑨ 矯正施設と犯罪者処遇

刑務所を中心とする矯正施設の現状と社会内処遇の問題を考える。とくに社会復帰を妨げる原因について考える。

⑩ 経済犯罪と刑事法

経済活動・経済犯罪に対する刑事法について考える。

⑪ 現代社会と刑事法

現代社会において刑事法が果たす役割について、特に環境犯罪をテーマに考える。

⑫ 国際化と刑事法

「犯罪の国際化」の背景と問題点について考える。

三 ひとつの試みとして学生に判決文を書かせた。講義で使用したのは、「事件」（大岡昇平原作、野村芳太郎監督、一九七八年製作）という映画である。恋人の姉を殺した罪で一人の男が逮捕・起訴される。映画はこの三人をめぐる人間模様と、「事件」の裁判の過程から成る。学生には、起訴状、冒頭陳述書、最後の論告、弁護側の最終弁論を資料として渡しておく。裁判の中で繰り返される証人尋問や提示される証拠から、果たして検察官の主張する殺人の故意を認定できるか、というのが主題である。

故意の認定という極めて主観的な側面に問題を矮小化させる嫌いがなければいけないが、有罪というためには、証拠があり、かつ検察官によって、「合理的な疑いを超える程度の証明」がなされていなくてはならない、ということを学ぶ上でも非常に効果的であったように思う。

四 本学部では、主に一年生向けに「学習法から答案の書き方まで」という冊子を作成している。刑事法の学ぶ上でのアドバイスとして次の点をあげているので、以下引用する。

① 常に憲法を参照しよう。

裁判における当事者主義を実現するために、国家権力は法に基づいて適正に行使される必要があります。そのために憲法は適正手続の保障を定めています。特に、三一条から三九条までの刑事手続に関する人権規定と、第六章の司法権に関する規定が重要であり、その趣旨を理解しておくことが必要です。

② 犯罪と報道

新聞やテレビで事件を見聞きしないことはないほど、私たちの周りには犯罪報道があふれています。報道によってもたらされる「事実」は、ある時間におけるある一面を理解するための重要な材料とはなり得ますが、それは固定化されたものではないのか、状況の変化を見逃すことにならないか等を頭に入れつつ、報道を受け止めることが必要です。情報を取捨選択し、利用するために必要なものの考え方、視点をつくるために、刑事法の原則や理論が存在するのです。

③ 体系的な思考を身につける。

学説の対立が激しいことが刑法の特色の一つですが、立場性の違いという問題だけに矮小化せず、対立の根源がどこにあるのか、

どのような問題点があるのかを体系的に考えることが重要です。またどのような問題の解決が妥当なのかを考える上で、自分の立場を明らかにしていく姿勢が問われることとなります。

④身近な問題として考えよう。

立場が異なる人どのように場を共有することができるでしょうか。自分は犯罪とは無関係だと思っている人がいるかもしれません。自分が、私たちは犯罪の被疑者・被告人、被害者、目撃者、証人等、刑事法に設定された立場を学ぶことを通じて、場を共有するための作法を身につける必要があります。その意味で、刑事法は単に物事を判断するだけの学問ではありません。物事を判断し、今私たちが抱える問題をいかに克服していくかの理論的な視座を提供する、生きた知識の集積です。

⑤常に六法を参照し、条文を確認しよう。

法律を学ぶ上で重要なことは、条文の上面をなぞることではありません。法律にどのような条文が存在しているのかを確認し、またその一つ一つの言葉の意味を確かめましょう。

⑥判例を学ぼう。

「現実には小説より奇なり」といいますが、現実には様々な事象として現れてきます。判例は、具体的な事件に即した裁判所の解釈を示すものです。刑法学を学ぶ上では非常に重要ですが、個々の判例が、どのような事案において、何が争点となったのかを確認しつつ、具体的な事例に則して、あるいは自分で事例を作ってみて、学説・判例を検討してみましょう。

⑦統計を確認する。

毎年発表される、犯罪白書（法務省）、司法統計年報（最高裁判所）、警察白書など参考にして（HPなどで確認することができます）、実態の把握に努めましょう。数字の見方によつては異なる現状分析が行われることもあります。そのような違いがどこから生じてくるのかに気を付けつつ、データの読み方について考えてみましょう。

⑧裁判を傍聴しよう。

裁判は原則として公開で行われます（憲法三七条一項、八二条一項）。予約なしで自由に傍聴することができます。裁判の雰囲気を感じ、手続きの流れや法律を確認し、疑問点を調べてみるこ

とで、さらに勉強してみましよう。

⑨ 刑事矯正施設の見学をしよう。

刑務所や少年院、少年鑑別所、拘留所など、学生のみなさんの見学を受け入れてくれる施設が多くあります。実際に見学を行うことで、それまでのイメージと違った印象を持つことがあるかもしれません。ゼミの機会にでも矯正施設の見学を行い、刑事実務を肌で感じてみてください。

⑩ 本を読もう。

講義の中で教科書として指定される本は、ある一つの立場に立ったものです。講義を理解する上で重要なものですが、他のテキストを読んでみて、どこに違いがあるのか、その違いはどこから生じるのかを探ってみましょう。あなたの理解を深めることを助けてくれるはずです。また具体的な事件を扱ったノンフィクションや小説、あるいは映画などを通して、刑事法をより身近なものに感じてみてください。

五 二〇〇九年までに裁判員制度が導入され、刑事裁判に市民が関与する制度がスタートする。刑事法を学ぶことは、被疑者・被

告人に対して、憲法や刑事法の原則がきちんと実行されているかについて厳しくチェックできるようになることである。それが市民としての役割を果たすことになるのである。「刑事法入門」を通して学生に伝えたかったことは、刑事法という枠内ではあるものの、社会の動態を自らの問題として考え、行動する力をつけるということであった。学生が社会に出た時に「法学を学んだ人」として、「市民性」を身につけてほしい。「専門性」は決して裁判官や、法律に携わる一部の人のものではない。専門性を自覚し、つねに批判的視線にさらされてこそ、専門家が専門家たりるのである。専門家を育てるのは市民である。